

写

命 令 書

大阪府茨木市

申立人 K
代表者 執行委員長 A

大阪市中央区

被申立人 L
代表者 代表取締役 B

送達場所 大阪市中央区

L 内

被申立人 C

上記当事者間の平成21年(不)第35号事件について、当委員会は、平成22年12月22日の公益委員会議において、会長公益委員前川宗夫、公益委員井上隆彦、同池谷成典、同宇多啓子、同大野潤、同平覚、同野田知彦、同松尾精彦、同水田利裕、同三成賢次及び同八百康子が合議を行った結果、次のとおり命令する。

主 文

- 1 被申立人 C に対する申立てを却下する。
- 2 被申立人 L は、申立人が平成21年5月22日及び同年6月4日付けで申し入れた団体交渉に応じなければならない。
- 3 被申立人 L は、申立人に対し、下記の文書を速やかに手交しなければならない。

記

年 月 日

K

執行委員長 A 様

L

代表取締役 B

当社が、貴組合が平成21年5月22日及び同年6月4日付けで申し入れた団体交渉

に応じなかったことは、大阪府労働委員会において、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であると認められました。今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。

事 実 及 び 理 由

第1 請求する救済内容の要旨

- 1 誠実団体交渉応諾
- 2 謝罪文の掲示

第2 事案の概要

1 申立ての概要

本件は、申立人が、申立人組合員らに対する未払賃金の支払等を議題とする団体交渉を申し入れたところ、被申立人らが、申立人組合員らとの間には雇用関係がないとして団体交渉に応じないことが不当労働行為であるとして、申し立てられた事件である。

2 前提事実（証拠により容易に認定できる事実を含む。）

（1）当事者等

ア 被申立人 L （以下「会社」という。）は、肩書地に本社を置き、不動産業を営む株式会社であり、その従業員数は本件審問終結時3名である。

イ 被申立人 C （以下「C マネージャー」といい、「会社」と「C マネージャー」とを併せて「被申立人ら」という。）は、会社の賃貸収益部門マネージャーである。

ウ 申立人 K （以下「組合」という。）は、肩書地に事務所を置き、昭和57年11月に結成された個人加盟の労働組合で、その組合員数は本件審問終結時約40名である。

（2）申立てに至る経過

ア 平成10年6月19日、会社代表取締役社長 B （以下「B 社長」という。）は、申立外会社との間で、大阪府吹田市 T ビル1階101号室について、B 社長を貸主とする賃貸借契約書（以下「10.6.19賃貸借契約書」という。）を締結した。10.6.19賃貸借契約書の契約期間は、平成10年6月19日から同12年6月18日までの2年間であった。

（丙10、当事者 B 、当事者 C ）

イ 平成18年6月21日、大阪府吹田保健所（以下「吹田保健所」という。）は、申立外「 D 」（以下「D 許可営業者」という。）に対し、「営業所所在地」を「吹田市 U ビル1F101号」（以下、この物件を「 M

店舗」という。）、「営業所名称」を「 M 」、「営業の種類」を「飲食店営業」とする許可証（以下「18.6.21 M 営業許可証」という。）を、許可の有効期間を同日から平成24年6月30日までとする条件を付して発行した。

（乙1、丙1）

ウ 平成21年3月1日から同年5月16日まで、 E 、 G 及び H （以下、それぞれ、組合加入前も含めて「 E 組合員」、「 G 組合員」、「 H 組合員」といい、 E 組合員、 G 組合員及び H 組合員を併せて「 E 組合員ら3名」という。）は、 M 店舗において、居酒屋である M （以下「 M 」という。）の業務を行った。

なお、 E 組合員ら3名が M で業務を開始する前、 M と同一場所に、焼鳥屋である N （以下「 N 」という。）が存在していた。

（乙1、証人 E 、証人 G ）

エ 平成21年3月24日、 M が開店した。

（証人 E ）

オ 平成21年5月16日、 M が閉店した。同日、 G 組合員が C マネージャーに対し、誰が M のオーナーであるか尋ねたのに対し、 C マネージャーは、「私がオーナーです」と述べた。

（証人 E 、証人 G 、当事者 C ）

カ 平成21年5月22日、組合は、被申立人らに対し、 E 組合員ら3名の未払賃金の支払等を議題とする「団体交渉申入れ書」（以下、団体交渉のことを「団交」といい、この日の「団体交渉申入れ書」を「5.22団交申入れ書」という。）を提出した。

（甲1）

キ 平成21年5月26日、会社は、組合に対し、会社及び B 社長は、 M の経営とは関係なく、 E 組合員ら3名との雇用契約は一切ないので、団交の申入れは受けられない旨記載された「通知書」（以下「5.26会社通知書」という。）を郵送した。

（甲7）

ク 平成21年6月4日、組合は、被申立人らに対し、 G 組合員の「オーナーは誰なのか」という質問に対して C マネージャーが「私です」と回答した旨及び E 組合員ら3名は会社に雇用されていた旨記載し、 E 組合員ら3名の未払賃金の支払等を議題とする団交を申し入れる「団体交渉申入れ書」（以下「6.4団交申入れ書」という。）を提出した。

（甲2）

ケ 平成21年6月6日、会社は、組合に対し、会社及び B 社長は、 E 組合員ら

3名との雇用関係はなく、団交の相手方ではない旨記載された「通知書」(以下「6.6 会社通知書」という。)を郵送した。

(甲8)

コ 平成21年6月8日、C マネージャーは、組合に対し、6.4団交申入書の記載内容が事実と反するとして、M の経営者はD 許可営業者であるなどと記載した「通知書」(以下「6.8 C 通知書」という。)を内容証明郵便で送付した。

(丙6)

サ 平成21年6月11日、組合は、当委員会あて、不当労働行為救済申立て(以下「本件申立て」という。)を行った。

第3 争 点

1 被申立人らは、E 組合員ら3名の労働組合法上の使用者であるか。

(1) 申立人の主張

E 組合員ら3名は、平成21年3月からM に勤務していたところ、同年5月11日、C マネージャーから閉店を言い渡されたが、その後、E 組合員ら3名の同年3月分賃金の残額、同年4月分及び5月分賃金並びにG 組合員及びH 組合員の不足する交通費が支払われなかった。

このため、組合は、被申立人らに対し、5.22団交申入書を郵送し、団交を申し入れたが、会社は、M の経営者として、E 組合員ら3名が面識のないD 許可営業者の名前を挙げ、会社及びB 社長はM の経営とは関係ないとして、団交の申入れには応じられない旨5.26会社通知書で回答してきた。会社のこの回答を受けて、組合は、5.26会社通知書における会社の主張に異議を申し立て、再度団交を申し入れる6.4団交申入書を郵送したが、会社はE 組合員ら3名とは雇用関係がないとして、団交申入れには応じられない旨6.6会社通知書で回答してきた。

しかし、賃金決定、勤務時間管理、交通費の支給及び金銭管理等に係る後記の諸事実から、E 組合員ら3名の雇用主は、E 組合員ら3名を管理者として指揮・監督した、会社の社員であり賃貸収益部門マネージャーであるC マネージャーである。

また、E 組合員ら3名について、採用時の状況や会社の指揮監督下で労働が行われていたこと及び「賃金の支払い」という報酬の労務に対する代償性があったことなど、会社もC マネージャーと共同して指揮監督を行ったことから、E 組合員ら3名は、会社に雇用された労働者であるといえる。

したがって、被申立人らが、E 組合員ら3名の労働組合法上の使用者であることは明らかである。

ア M 店舗の賃貸借契約

被申立人らは、 C マネージャーが、 B 社長個人から M 店舗を賃借していた D 許可営業者の代理人として、 D 許可営業者と E 組合員との間での M 店舗の転貸借契約を締結した旨及び E 組合員と B 社長の間に、 E 組合員が経営者として M 店舗の賃料を B 社長に支払う約定が存在する旨主張するが、 E 組合員は、 D 許可営業者とは一切面識がなく、 C マネージャーから M 店舗の転貸借について説明を受けたことも、 M 店舗の家賃を支払わなければならない旨聞かされたこともない。また、転貸借についての契約書や覚書などの文書も一切存在しない。ましてや、会社との間に賃貸借契約を結んだこともない。

イ 経営者をめぐるやり取り

(ア) 被申立人らは、 C マネージャーが、 M の話を E 組合員に持ちかけた際に、 D 許可営業者から運転資金を借りて店を経営してみないかと述べた旨主張するが、 E 組合員は、自分が M の経営者として事業を行うことなど聞いていない。かえって、 C マネージャーは、 M の資金繰りについての E 組合員の質問に対し、会社が多数の収益ビルを所有している旨及び会社が所有する収益ビルの業績不振な飲食店の規範店になってほしい旨回答した。

(イ) 平成21年5月16日、 C マネージャーは、 G 組合員の質問に対し、自分が M のオーナーである旨答えた。

ウ 雇用契約及び雇用関係について

(ア) E 組合員は、口約束で労働条件を確認して雇用契約が成立し、 M で働き始めた。 E 組合員は、会社又は C マネージャーとの間で、書面の雇用契約書は交わしていなかったが、 C マネージャーとの間で「給料は月額20万円」との約束を交わしており、口約束で雇用契約は成立している。

また、 G 組合員及び H 組合員の採用については、 E 組合員が、 C マネージャーの指示で求人広告を出したが応募がなかったため、 C マネージャーの委任を受け、知り合いを通じて採用したのであり、 G 組合員及び H 組合員を採用したのは、 E 組合員ではなく、会社である。

E 組合員ら3名は、会社又は C マネージャーとの間で、雇用契約書という正式な文書はなかったものの、実質的に会社から採用の意思表示があったことから、 M に就労したのである。

(イ) 会社との間で、 E 組合員が、 B 社長の意を受けた C マネージャーの依頼により店長として働くことになった事実及び E 組合員と C マネージャーとの間で何度も繰り返されたやり取りをみれば、 E 組合員と被申立人らとの間に雇用関係が成立することは明らかである。

(ウ) なお、 E 組合員が被申立人らとの間で雇用契約書を交わしていなかったのは、飲食業界では人のつながりで仕事をすることが多く、契約書を交わすことなく勤務したり賃金を決めたりすることが少なくないためである。

エ 金銭の管理

(ア) M の出入金管理は、 C マネージャーが行っており、経費についても、 E 組合員と C マネージャーが相談した上で、 C マネージャーが判断し、必要金額を E 組合員の口座に振り込んでいた。さらに、 E 組合員は、 D 許可営業者名義の銀行口座（以下「 D 口座」という。）の残高等を一切知らされず、 D 口座から出金することもできないなど、 E 組合員は、 D 口座の金銭を自由に使うことができなかった。

(イ) 会社は、 M の売上及び支払は、 D 口座で一元管理されており、会社は M の売上金が入金されたことは一度もない旨主張するが、 E 組合員は、 D 口座から出金ができず、入金しかできない状態であった上、必要な経費は、 C マネージャーの判断によって、 D 口座から E 組合員名義の銀行口座（以下「 E 口座」という。）に振り込まれたのであり、 D 口座の管理は C マネージャーが行っていた。

(ウ) E 組合員は、 C マネージャーから40万円を渡されたが、これは、運転資金として D 許可営業者から借りたものではなく、開店に向けた準備資金であり、 E 組合員は、使途については C マネージャーと繰り返し相談していた上、必要なものを購入した後は領収書を添付して、 C マネージャーに釣銭を返納した。

(エ) E 組合員は、 C マネージャーの指示により、 M の毎日の売上金を、営業日の翌日、 D 口座に振り込んでいた。

(オ) 平成21年3月初旬、 E 組合員は、 C マネージャーから、 N 店長からの13万円を小口現金として預かり、仕入れ等の必要経費を小口現金から支払うよう指示を受けた。

オ 労働条件等の決定について

(ア) C マネージャーは、 E 組合員と相談した上で給料を20万円とする約束を交わしており、 E 組合員の賃金額は C マネージャーが決定していた。

(イ) 平成21年4月中旬、 E 組合員が、 C マネージャーに「3人の社会保険はどうなっているのか」と尋ねたのに対し、 C マネージャーは、「総務に確認したところ、3月1日から働いているんで、会社に入るには試用期間が3か月だから6月1日になります」と明確に回答した。このことから、 E 組合員は独立の経営者ではなく、会社が E 組合員らの雇用主であることは明らかであ

る。

- (ウ) M に勤務していた E 組合員ら 3 名の労働時間の管理及び休日等労働条件の決定は、C マネージャーが行っていた。

カ 賃金及び交通費の支払について

- (ア) E 組合員は、C マネージャーの指示により、N で働いていた従業員らに対する未払賃金を支払った。

- (イ) E 組合員の交通費については、カード購入で対応してその都度小口の現金で精算することで、E 組合員と C マネージャーとの間で確認がなされた。

また、G 組合員と H 組合員の交通費については、C マネージャーの判断で、E 組合員が実費弁償で支給することが決定された。そのため、平成21年4月中旬、E 組合員が、C マネージャーに対し、G 組合員及び H 組合員の交通費明細をファクシミリで送信し、交通費の支給を求めた。

- (ウ) E 組合員ら 3 名に対する平成21年3月分の賃金は、同年4月10日に E 口座に振り込まれ、それぞれに支払われた。このことは、E 組合員ら 3 名の労務に、会社からの賃金支払という代償性があったことを示している。

- (エ)平成21年5月11日に C マネージャーが M を訪問した際、G 組合員が、未払賃金を払ってもらえるのか尋ねたところ、C マネージャーは、「それは払います」と答えた。

キ 業務上の指揮命令等について

- (ア) M 店舗の改装内容はすべて、C マネージャーの判断によるものであった。事実、M の改装に当たって、オーナーである C マネージャーの了解を得る必要があり、実際、E 組合員が強く要求したトイレの改修は、C マネージャーの判断により行われなかった。

- (イ) E 組合員は、出勤時間及び勤務時間をタイムカードで管理するよう C マネージャーに指示されて、M の開店翌日からタイムカードを打刻するようになった。

- (ウ) E 組合員は、M の開店に際して、C マネージャーから開店日及び休日を決定するよう指示を受け、また、閉店に際しては、C マネージャーから会社に呼び出されて、制服の返却、仕入先の残代金の確認、仕入先のストップ等、閉店に際して何をするのかについての明確な指示を受けた。このことから、E 組合員が閉店を判断する立場になく、閉店を決定したのが C マネージャーであったことは明らかである。

- (エ) E 組合員は、M 開店時に、C マネージャーの指示を受けて、その日の小口仕入れ、来店客数及び客単価等を記載した日報を、指定された用紙に記

載して、会社にファクシミリで送信していた。また、 B 社長の指示を受けた C マネージャーの指示により、同じ内容を B 社長の携帯電話にメール送信していた。

(オ) E 組合員が昼間営業を提案したのに対し、 C マネージャーは「分かりました」と判断を示した。

(カ) C マネージャーは、勤務時間中に、何度も M を訪問しており、会社は、会社として、 M の人事管理及び店舗管理を行っていた。

(キ) C マネージャーは、 E 組合員ら 3 名のために、公共交通機関を利用して帰宅できない場合や出勤後の休憩場所として、 M 近くの会社所有物件のマンションの 1 室を用意していた。 E 組合員ら 3 名は、この休憩場所の賃貸借契約を会社と交わしておらず、かかる福利厚生施設設置の便宜供与は、会社の使用者性を示している。

(2) 被申立人らの主張

組合は、賃金決定、勤務時間管理、交通費の支給、金銭管理及び指揮命令に係る諸事実から、 C マネージャー又は会社が E 組合員ら 3 名の雇用主である旨主張する。しかし、組合の主張する諸事実はない上、組合の主張自体からも、 E 組合員ら 3 名が勤務し始めたとされる 3 月初め頃に、雇用契約内容の骨子がほとんど決まっていなかったことが明らかである。

また、組合の主張では、そもそも、 E 組合員らの雇用主が C マネージャー個人なのか、 B 社長個人なのか、会社なのか明らかにされていないが、会社も、 B 社長個人も、 C マネージャーも、 M の経営とは全く関係なく、 M の経営者は、平成 21 年 3 月 24 日までは D 許可営業者であり、同月 25 日以降は D 許可営業者から経営権を引き継いだ E 組合員である。このことは、以下に詳述する事実の各項目から、明らかである。

以上のとおり、被申立人らは、 E 組合員ら 3 名と雇用契約を締結した事実も、 E 組合員ら 3 名に対して指揮命令を行ったこともなく、被申立人らは、 E 組合員ら 3 名の労働組合法上の使用者ではない。

なお、 E 組合員ら 3 名の供述は、 E 組合員に自己保身の責任逃れのための供述をする動機が十分にある上、労働条件の決定等に係る E 組合員ら 3 名の供述の変遷が不自然であったり、曖昧な説明に終始したりしていることなどから、信用できないものである。

ア M 店舗の賃貸借契約

C マネージャーは、 B 社長個人から M 店舗を賃借していた D 許可営業者の代理人として、 D 許可営業者と E 組合員との間での M 店舗の転賃

借契約を締結した。E 組合員と B 社長の間には、E 組合員が、経営者として M 店舗の賃料を B 社長に支払う旨の約定が存在する。

また、次のとおり、E 組合員が D 許可営業者から転借を受ける形で M の経営者となったことを裏付ける事実が多数存在する。

- (ア) M の売上は、M 店舗の賃借人である D 許可営業者の口座に、営業日の翌日ごとに E 組合員が振り込んでいた。
- (イ) M の飲食業に係る許可名義は、D 許可営業者のままであった。
- (ウ) M の光熱水費関係の支払は、D 許可営業者が行っていた。
- (エ) E 組合員ら 3 名に対して支払われたであろう 3 月分賃金は、平成 21 年 4 月 10 日に、D 口座から支払われている。

なお、B 社長と D 許可営業者との間に、M 店舗の賃貸借契約書は存在しないが、その理由は、以前、B 社長が別の法人と賃貸借契約を締結し、契約書を作成していたところ、その後の契約では、契約相手が変わっただけで、同一条件であったため、新たに契約書は作成しなかったためである。また、B 社長と E 組合員との間で賃貸借契約書を作成しなかったのは、両者が従前からの知人であり、形式に重きを置かなかったこと及び C マネージャーが契約書の作成は M の経営が安定してからでよいと考えたことによるのであるし、そもそも、B 社長と E 組合員との間での賃貸借契約の不存在が、被申立人らと E 組合員ら 3 名と間の雇用関係を直接推認させるものではない。

イ 経営者をめぐるやり取り

- (ア) C マネージャーが、E 組合員に対し、D 許可営業者から居抜きで M の経営権を譲り受け、D 許可営業者の預金口座から運転資金を借りて M を経営してみないかと持ちかけたところ、E 組合員から、M を経営したい旨連絡があった。C マネージャーは、M の話を E 組合員に持ちかけた際、E 組合員が経営者となる旨ははっきり述べたし、E 組合員も「経営したい」と確かに回答した。
- (イ) 組合は、C マネージャーが、自分がオーナーであると回答した旨主張するが、C マネージャーがそのように回答した事実はない。E 組合員と口論した際、G 組合員及び H 組合員が、「給料を支払ってほしい」、「給料はどっちが支払うんだ」と割って入ってきたため、C マネージャーが、売り言葉に買い言葉で、「とりあえず、払ってくれないと何もできないから、E が私に全部戻してくれたら、その時点で E がオーナーを放棄したことになるから、私がオーナーにでもなって払ってあげるわ」と述べたというのが事実であり、C マネージャーが、自分が M のオーナーであるという趣旨で発言したもので

ないことは明らかである。組合の主張は、話の一部を切り取って都合よくつなぎ合わせたにすぎない。

ウ 雇用契約及び雇用関係について

組合は、被申立人らと E 組合員ら 3 名との間で雇用契約が成立していた旨主張する。しかし、雇用契約成立の有無が問題となる事例一般においても、雇用契約書が不存在であり、通常は決定されるべき労働条件が未決定である場合は、雇用契約の成立を認めることは困難である上、本件においては、被申立人らと E 組合員との間で雇用契約の具体的内容に関する合意が成立していることを示す事実は皆無であり、また、以下に述べるとおり、①雇用契約書の不存在、②雇用に伴う労働条件の未決定、③ G 組合員及び H 組合員の採用の経緯、④会社に飲食部門がないこと、から、被申立人らと E 組合員ら 3 名との間には、雇用契約は存在しないというよりほかない。

(ア) 雇用契約書の不存在

組合は、飲食業界での一般的事実として、口約束の雇用条件を結ぶことがある旨主張する。しかし、会社では、社員として雇用契約を締結する際には、必ず履歴書を提出し、面接を受け、数々の書類に捺印し、給与待遇を書面で交わすこととなっている。株式会社である会社が雇用契約書を交わさずに雇用契約を締結することなどあり得ない上、雇用契約書が作成されていない特段の事情について、組合は何ら合理的な説明をしていない。

(イ) 雇用に伴う労働条件の未決定

組合の主張では、E 組合員ら 3 名と C マネージャー又は会社との雇用契約の成立日及び雇用開始日が明らかにされていない上、雇用契約の契約内容として決まっていたのは給与額だけであり、雇用契約内容の骨子を構成するはずの勤務時間の取決め、交通費の支給及び金銭管理の責任主体に関する取決め等一切決まっていなかったし、G 組合員及び H 組合員に至っては、給与額すら被申立人らとの間で決定したのではないというのである。しかも、唯一決まっていたとするその給与額についても E 組合員ら 3 名の証言には変遷がみられる。

(ウ) G 組合員及び H 組合員の採用の経緯

G 組合員及び H 組合員の雇用については、被申立人らは一切関与していない。求人広告では、E 組合員が、雇用主として会社名を一切記載することなく、自身の電話番号を記載している上、G 組合員及び H 組合員の雇用手続は E 組合員がすべて行っている。

また、G 組合員及び H 組合員の勤務条件等は、すべて、会社と接触する

ことなく、E 組合員との間で合意及び確認がなされている。さらに、G 組合員及び H 組合員の雇用について、会社において雇用契約前に通常なされる履歴書の提出、面接及び雇用条件の提示などは一切なされておらず、M の経営者である E 組合員が、自らの判断で雇用したものである。

なお、M 収支管理表の人件費の欄には、「アルバイト 400,000」と記載されているところ、この収支管理表は、C マネージャーが E 組合員から提出された資料を基に作成したものであり、C マネージャーが内容を作為しなければならない事情も認められないのであるから、仮に被申立人らが G 組合員及び H 組合員を雇用していたのであれば、C マネージャーが「アルバイト」などと誤って記入するはずがない。

(エ) 会社に飲食部門がないこと

そもそも、会社では定款の目的に、飲食に関する事業は掲げられておらず、飲食に関する事業を行った事実もない。

エ 金銭の管理

(ア) E 組合員が経費について C マネージャーと相談していたとする組合の主張は虚偽である。C マネージャーは、E 組合員からの依頼で D 口座から拝借して E 組合員に渡した運転資金の使い道について、E 組合員から相談を受けたことはないし、その運用についても、詳細は知らなかった。

C マネージャーは、簿記の知識に疎い D 許可営業者から売上の管理を任されていただけである。

(イ) M の売上及び支払は、D 口座で一元管理されており、会社及び B 社長の口座に売上金が入金されたことは、一度もない。

(ウ) C マネージャーは、E 組合員から、D 口座から運転資金を借り入れたいとの要請を受けて、E 組合員に D 口座の40万円を渡した。会社も C マネージャーも、運転資金の具体的な使い道について、E 組合員から相談を受けたことはない。

なお、40万円の貸付けに際して、C マネージャーは具体的な返済期限や毎回の返済金額などの取決めを行わなかったが、これは、C マネージャーと E 組合員が従前から知人であり、また、通帳の取引履歴から、返済の状況が容易に確認できると考えていたためである。

(エ) C マネージャーが、E 組合員に、M の毎日の売上を、営業日の翌日、D 口座に振り込むよう伝えたのは事実であるが、これは、D 許可営業者からの指示を代理人として伝えていたにすぎない。

(オ) C マネージャーが、E 組合員に、13万円を渡したのは事実であるが、こ

れは、 N 店長から、 M 店舗の鍵とともに預かったものを、 E 組合員の依頼により、運転資金として渡したものである。

オ 労働条件等の決定について

(ア) C マネージャーが、 E 組合員ら 3 名との間で、賃金額について合意した事実はない。雑談の中で、 E 組合員から、生活費として月 20 万円ぐらいは必要である旨聞いたにすぎない。

(イ) C マネージャーが、 E 組合員に対し、社会保険について回答した事実はない。

(ウ) 勤務時間、休日手当、時間外手当等の労働条件について、被申立人らが E 組合員ら 3 名との間で合意又は確認した事実はない。

カ 賃金及び交通費の支払について

(ア) N 従業員の賃金は、 C マネージャーが E 組合員に依頼し、 E 組合員が了承したため、 D 口座から支払われたものであり、会社からの入金ではない。

(イ) 交通費の支給について、会社又は C マネージャーが E 組合員と合意又は確認をしたことはない。C マネージャーは、D 許可営業者の代理人として、D 口座から M の経営に必要な小口現金をまとめて渡したことはあるが、そこから何を支出するべきかについては、経営者である E 組合員の判断によってなされ得るものであり、そもそも C マネージャーが合意又は確認すべき事項ではない。

(ウ) 被申立人らが E 組合員ら 3 名に賃金を支払った事実はない。申立人が、 E 組合員ら 3 名に支払われた平成 21 年 3 月分の賃金である旨主張する金銭は、 E 組合員の依頼を受けた C マネージャーが、 M の運転資金として、 D 口座から E 組合員に貸し付けたものである。

(エ) 平成 21 年 5 月 11 日に C マネージャーが行った、給料を払う旨の回答は、 E 組合員が経営者として工面して支払うということであり、 C マネージャーが支払うという意味ではない。

キ 業務上の指揮命令等について

以下に述べるとおり、被申立人らと E 組合員ら 3 名との間に指揮命令関係が存在しないことは明らかである。

(ア) M 店舗は、賃貸人側で設備を整えた上で貸すという、いわゆるリース店舗であるところ、 C マネージャーは、 M 店舗の改装に係る E 組合員の要望を、本人の代わりに、 M 店舗の所有者である B 社長に伝えただけである。

(イ) C マネージャーが、E 組合員ら3名にタイムカードを押すよう指示した事実はない。C マネージャーは、E 組合員から、D 許可業者から引き継ぐ備品のタイムレコーダーがあるかどうか質問されたことはあるが、その後、E 組合員ら3名がタイムレコーダーを使用していたかどうかは知らない。

(ウ) 開店については、E 組合員から、平成21年3月10日としたい旨要望があったが、改装工事が同月20日以降になることを聞き、開店日を同日以降にできないかと依頼した。

閉店については、D 口座からの更なる出金ができないことを知らされ、また、B 社長に運転資金の貸付けを断られた E 組合員の側から、閉店の連絡があった。

C マネージャーは、開店の日を含め、経営に関して E 組合員に意見したことはなく、M の開店及び閉店の日を決定したのは、E 組合員である。

(エ) 組合は、E 組合員が日報のファクシミリを毎日会社へ送信していた旨主張するが、何ら客観的な証拠は存在しない。なお、C マネージャーが、E 組合員に対し、日報を会社へ送信するように伝えたのは事実であるが、それは、D 許可業者から E 組合員への経営譲渡を橋渡しした責任感から、M の経営を支援すべく、収支管理表の作成を手伝うためであった。

また、日報の内容を B 社長にメール送信するよう伝えたのは、M の家賃を支払得ない状態であった E 組合員が C マネージャーに相談したことに端を発するものであり、M の経営について、E 組合員が B 社長から経営上のアドバイスを受けられるようにするため及び B 社長の好意で家賃を猶予してもらうためのアドバイスとして、B 社長にメールを送るアイデアを伝えたにすぎないのである。事実、B 社長へのメール送信は、毎日の日報の報告をしなければならなかったのであれば、開店当初からされているはずであるにもかかわらず、M の開店から平成21年3月31日まではなされていない。

このことからすれば、E 組合員が会社の指揮命令下で日報を毎日報告していたような事実は認められず、むしろ、開店後に E 組合員が C マネージャーに相談したからこそ、その直後の平成21年3月31日からメールが送信され始めたと考える方が自然である。

(オ) 昼間営業について C マネージャーが判断を示したとする組合の主張は、虚偽である。

(カ) C マネージャーが M を訪問したのは、会社の勤務時間外の2度だけであり、その訪問は、資金調達の相談を求める E 組合員の依頼によるものと、閉店に際しての運転資金及び鍵の引取りのためであった。

また、 M が入居するビルの周辺には会社管理物件が複数存在し、賃貸収益部門の C マネージャーが、物件管理のために各賃貸物件を訪問することは通常業務であるから、 C マネージャーがその道中で勤務時間中に M を訪問しても何ら疑問はなく、その訪問が人事及び店舗管理のためと決め付ける根拠にはならない。

(キ) 休憩場所は、 D 許可営業者が店舗を賃借していた時にも好意で貸していた物件であり、 E 組合員に対しても好意で貸していたものにすぎない。

2 被申立人らが使用者である場合、平成21年5月22日付け及び同年6月4日付け団交申入れに対する被申立人らの対応は、不当労働行為に当たるか。

(1) 申立人の主張

組合が、被申立人らに、 M で勤務していた E 組合員ら3名に対する未払賃金の支払等を議題とする団交を申し入れたのに対し、会社は、会社が M の経営者ではないこと及び会社と E 組合員ら3名との間に雇用関係がないことを理由に、団交には応じられないとする通知書を、また、 C マネージャーは、団交申入書の内容が事実と反するとする通知書を、それぞれ組合に郵送し、団交を拒否してきた。

しかし、被申立人らは E 組合員ら3名の雇用主であり、 E 組合員ら3名と被申立人らとの間には雇用関係が成立するのであるから、被申立人らには組合との団交に応じる義務がある。よって、被申立人らの団交拒否に正当な理由がないことは明らかであり、組合の団交申入れに対する被申立人らの対応は、労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当する。

(2) 被申立人の主張

組合は、 E 組合員ら3名と被申立人らとの間に雇用関係が成立することを根拠に、被申立人らに団交応諾義務がある旨主張するが、被申立人らは E 組合員ら3名の雇用主ではなく、組合員らと被申立人らとの間には雇用関係自体が存在しないのであるから、被申立人らが団交の相手方でないことは明らかであり、会社が組合の団交申入れに応じなかったことは、労働組合法第7条第2号の不当労働行為には該当しない。

第4 争点に対する判断

1 争点1（被申立人らは、 E 組合員ら3名の労働組合法上の使用者であるか。）及び争点2（被申立人らが使用者である場合、平成21年5月22日付け及び同年6月4日付け団交申入れに対する被申立人らの対応は、不当労働行為に当たるか。）について

(1) 証拠及び審査の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア M 店舗と D 許可営業者について

(ア) 平成10年6月19日、 B 社長は、申立外会社との間で、大阪府吹田市

T ビル1階101号室について、B 社長を貸主とする10.6.19賃貸借契約書を締結した。10.6.19賃貸借契約書の契約期間は、平成10年6月19日から同12年6月18日までの2年間であった。

なお、10.6.19賃貸借契約書以降、前記物件に係る契約書は作成されていない。

(丙10、当事者 B 、当事者 C)

(イ) 平成18年6月21日、吹田保健所は、D 許可営業者に対し、許可の有効期間を同日から平成24年6月30日までとする条件を付して、18.6.21 M 営業許可証を発行した。

(乙1、丙1)

(ウ) B 社長は、平成21年1月に E 組合員と C マネージャーが電話で話をする前に、M 店舗に係る契約の交渉等を C マネージャーに依頼していた。

(当事者 B)

(エ) E 組合員は、D 許可営業者と会ったことがない。

(証人 E)

イ N について

(ア) 平成21年2月まで、M 店舗では N が営業していた。

(証人 E)

(イ) 平成21年2月、求人誌に M の店内スタッフ募集記事が掲載されたとき、M 店舗では N が営業していた。また、M 店舗のあるビルの2階には、N の管理事務所があった。

(証人 E)

(ウ) 平成21年2月の最終週に、E 組合員及び N 店長が C マネージャーに呼ばれて会社本社を訪問し、E 組合員、N 店長及び C マネージャーの3名で、N から M への引継ぎについて話し合い（以下「21.2引継ぎ話し合い」という。）を行った。21.2引継ぎ話し合いにおいて、C マネージャーは、N 店長に対し、E 組合員を新しい M の店長として紹介し、E 組合員の下で働く意思があるかどうか尋ねた。

(証人 E)

(エ) 平成21年3月上旬、E 組合員及び C マネージャーは、M 店舗において、N 店長及び N アルバイト従業員らと面談した。この面談において、E 組合員が、未払賃金を支払うための口座番号を尋ねたのに対し、N アルバイト従業員らは、もめごとで辞めさせられるのに口座を教えるのは嫌だと述べた。その後、C マネージャーは、N 従業員らの未払賃金を E 組合員の口座に一括して入金する旨述べた。

(証人 E)

(オ) 平成21年3月10日、C マネージャーは、E 組合員に対し、「前任の店長の給料はちょっと支払うかどうかまた後にするので、とにかく支払いたくない」と述べるとともに、N 店長以外の N 従業員に未払給料を支払うよう述べ、N アルバイト従業員らの給料明細書をファクシミリで E 組合員に送信するとともに、D 口座から E 口座に28万5,720円を振り込んだ。その後、E 組合員は、N アルバイト従業員らに28万5,720円を現金で支払った。

(乙2、丙9、証人 E 、当事者 C)

(カ) 平成21年3月1日から M 開店までの間に、E 組合員ら3名は、M において N 店長と面談し、引継ぎを行った。

また、N 店長は、E 組合員に対し、自分は会社に雇われており、会社から賃金の支払を受けている旨及び N 従業員の給料は、N 店長分も含めて一括して N 店長の口座に入金されたものを分けていた旨述べたことがあった。

(証人 E)

(キ) N が営業している間、C マネージャーは、N の手書きの帳簿をパソコンに入力していた。

(当事者 C)

ウ M の業務開始まで

(ア) 平成20年12月まで、B 社長及び C マネージャーは、会社従業員とともに、E 組合員が勤務する飲食店を度々訪れ、飲食をしていた。

同月、E 組合員が、B 社長及び C マネージャーに対し、現在勤務している飲食店を同月末で退職する旨述べたのに対し、B 社長は、「(店を) やってくれへんか」、「それならすぐ来てくれ」と述べた。その後、E 組合員は、B 社長及び C マネージャーに自らの電話番号を伝えた。

(甲12、証人 E 、当事者 B 、当事者 C)

(イ) 平成21年1月、E 組合員と C マネージャーは電話で話をした。E 組合員が、勤務していた飲食店を退職した旨述べたのに対し、C マネージャーは、「L の持っている飲食部門で1店任せたいところがある」、「お願いできないか」、「一度、次のところが決まっていなかったら話だけでもちょっと聞いてくれないか」と述べた。これに対し、E 組合員は、「わかりました」と答えた。

(丙11、証人 E 、当事者 C)

(ウ) 平成21年1月から同年2月までの間に、E 組合員と C マネージャーは、会社本社応接室において、面談を2回行った。

a 1回目の面談（以下「第1回 E・C 面談という」という。）において、E 組合員が、「串焼屋はやったことがないので、同じ業種やったらできませんよ」、「業種を変えてやってもいいですか」と尋ねたのに対し、C マネージャーは、「大丈夫です」と答えた。また、E 組合員が、「半年ぐらいもしかかったとして、資金はありますか」、「僕はやっぱりお金がないところというの働いたことがあるので、もうお金がないところで働きたくないんですよ」と述べたのに対し、C マネージャーは、「L という会社は、不動産で十分収益を上げているので、別にそれは大丈夫ですよ」、「開店について B 社長に相談したら、社長は、『飲食のプロにお願いして、それでもだめなら閉店しましょう』って言ってました」と述べた。E 組合員が、自分が断ったらどうする予定か尋ねたのに対し、C マネージャーは、店長候補を募集するしかないと B 社長と話をしていた旨答え、また、「L としては、収益ビルをかなり所有していて、飲食店も多く、業績不振な店舗を今後盛り立ててもらいたいんです」、「そのために、L の飲食部門としての^{〔ママ〕}規範店を確立してもらいたいんです」と述べた。これに対し、E 組合員は、「そうですね、決算書を見ても L には十分な資金力があるから大丈夫ですね。わかりました」と述べた後、C マネージャーから N の帳簿類を受け取り、店をやるかどうか考える旨述べて、帳簿類を持ち帰った。

b 2回目の面談（以下「第2回 E・C 面談」という。）は、平成21年2月9日頃行われた。第2回 E・C 面談において、E 組合員は、C マネージャーに対し、N の帳簿類を返却し、店を引き受ける旨述べた。これに対し、C マネージャーは、E 組合員の給料を28万円とする旨述べ、また、「E さんやったらプラスアルファお付けしますから」と述べた。

（甲12、証人 E 、当事者 C ）

(エ) 平成21年2月、求人誌に M の店内スタッフ募集記事が掲載された。同記事には、求人担当者として E 組合員の名前及び携帯電話番号が記載されていた。

その後、M の店内スタッフに対する応募者はなかった。E 組合員が、もう1週募集を続けるか尋ねたのに対し、C マネージャーは、E 組合員の知り合いで誰かいないか尋ねた。E 組合員が、自分の知り合いは飲食業界で何年も経験があり、アルバイトでは採用できないため、金額がかなりかかる旨述べたのに対し、C マネージャーは、「大丈夫です」と述べた。E 組合員は、

C マネージャーに対し、M の従業員を、知人を通じて捜す旨述べた。

(丙8、証人 E)

(オ) 平成21年2月、G 組合員は、知人から E 組合員を紹介され、E 組合員と面談（以下「21.2 G・E 面談」という。）を行った。

21.2 G・E 面談において、G 組合員が、「大元さんはどこなんですか」、「大丈夫なんですか」、「それが言えなかったらいいです」、「言える範囲で教えてくれないですか」と述べたのに対し、E 組合員は、「じゃあ大丈夫ですよ」、「それは L という会社なんで、不動産屋なんで、これはもう間違いないです」と述べた。また、G 組合員が、「それで調理のほうは何人でするんですか」と尋ねたのに対し、E 組合員は、「2人でやってほしいと思ってるんです」と答えた。

(証人 G)

(カ) 平成21年2月、H 組合員は、徳島の勤務先の上司から、M を紹介され、その賃金が25万円である旨伝えられた。

(証人 H)

(キ) 平成21年2月、C マネージャーは、B 社長に、E 組合員が M を引き受けた旨報告した。

数日後、E 組合員ら3名は、会社を訪問し、C マネージャー及び B 社長と面談した。B 社長は、H 組合員に対し、「前の M のやり方を変えて頑張ってくれ」と述べた。

(当事者 C 、証人 H)

(ク) E 組合員ら3名は、会社又は C マネージャーとの間で、M に係る雇用契約書を交わしたことはない。

(証人 E 、証人 G)

(ケ) G 組合員は、M での雇用について、会社又は C マネージャーの面接を受けたことはない。

(証人 G)

(コ) G 組合員及び H 組合員の賃金額は、C マネージャーと E 組合員が話し合って決定した。

(証人 E)

エ M の業務開始から開店まで

(ア) 平成21年3月1日、C マネージャーは、会社本社において、E 組合員に M 店舗の鍵を渡した。

(当事者 C)

(イ) 平成21年3月1日、E 組合員ら3名は、M で業務を開始し、開店まで、メニューの試作及び決定並びに什器機材及びガス管等の設備の居酒屋への仕様変更等の業務を行った。

(証人 E 、証人 G)

(ウ) 平成21年3月1日から M 開店までの間、E 組合員は、週に1回程度、C マネージャーに来社すると言われて会社本社を訪問し、C マネージャーと開店に向けての打合せ（以下「開店打合せ」という。）を行った。開店打合せにおいて、C マネージャーが平成21年3月5日に開店するよう述べたのに対し、E 組合員は無理である旨述べ、E 組合員及び C マネージャーは、同月15日の開店について話し合った。その後、C マネージャーは、E 組合員に対し、B 社長が開店日の決定は E 組合員に任せると言っている旨述べた。

(証人 E)

(エ) 平成21年3月6日、C マネージャーは、D 口座から E 口座に40万円を振り込んだ。その後、E 組合員は、この40万円から設備改修及び制服等の代金を支払い、残金を現金で C マネージャーに返却した。

(乙2、証人 E)

(オ) 平成21年3月中旬、E 組合員が電話で、E 組合員ら3名を社会保険へ加入させるよう依頼したのに対し、C マネージャーは、社長に相談する旨述べた。

後日、C マネージャーは、E 組合員に対し、会社の総務に確認したところ、会社の試用期間が3か月であるため、E 組合員ら3名は、6月1日から社会保険に加入できる旨述べた。

(甲17、証人 H 、証人 G)

(カ) 平成21年3月1日から M 開店までの間に、C マネージャーは、E 組合員に対し、M の営業が始まったら、毎営業日の M の売上金を、翌日、D 口座に振り込むよう伝えた。

(証人 E)

(キ) 平成21年3月1日から M 開店までの間に、C マネージャーは、E 組合員に対し、現金13万円を小口現金として渡した。

(証人 E)

(ク) 平成21年3月1日から M 開店までの間に、C マネージャーは、M 近くにある会社所有物件の1室を、E 組合員ら3名の休憩場所として準備した。

(証人 E、当事者 C)

オ Mの開店から閉店まで

(ア) 平成21年3月24日、Mが開店した。B社長は、Mを訪問し、現金1万円を置いて帰った。Cマネージャーは、E組合員に対し、Mの日報を会社へ送信するよう述べた。

(証人 E)

(イ) Mが開店してから閉店するまで、E組合員は、毎営業日のMの売上高及び小口現金の支払額等を記載した日報をファクシミリで会社へ送信していた。Cマネージャーは、この日報をパソコンに入力して、平成21年3月度及び同年4月度のMの月間収支管理表(以下「M収支管理表」という。)を作成した。平成21年3月度及び同年4月度のM収支管理表には、人件費計が60万円である旨記載があった。

(甲6、証人 E)

(ウ) Mが開店してから閉店するまで、E組合員は、毎営業日のMの売上金を、それぞれ翌日以降、D口座に振り込んでいた。

(乙2、証人 E)

(エ) Mが開店してから閉店するまで、E組合員は、2週間に1回程度、会社本社を訪問し、Cマネージャーと打合せ及び小口現金の精算等を行っていた。

(証人 E)

(オ) 平成21年3月24日頃、E組合員は、G組合員に対し、タイムカードを打刻するようCマネージャーから言われた旨述べ、タイムカードを打刻するよう述べた。

また、E組合員のタイムカードには平成21年3月25日から同年5月16日までの、G組合員及びH組合員のタイムカードには同年3月25日から同年5月11日までの打刻がそれぞれあった。

(甲4、証人 G)

(カ) 平成21年3月30日、Cマネージャーは、E組合員に対し、B社長の電子メールアドレスを記載するとともに、Mの売上高、来店客数、客単価等を電子メールでB社長の携帯電話へ送信するよう記載した書面(以下「3.30 C書面」という。)をファクシミリで送信した。

(甲13、当事者 C)

(キ) E組合員は、平成21年3月31日から同年5月11日までのMの各営業日について、「社長お疲れ様です」、「(M)売上報告です」と記載した上で、

売上高、来客組数、組単価、来客数及び客単価を記載した電子メールを、当日又は翌日、B 社長あて送信した。これに対し、B 社長は、E 組合員あて、「4月1日の昨夜の日報報告わなかったが、エイプリルフール?」、「了解」、「この調子や頑張って」、「ノーコメント」、「了解営業方針、時間変更の報告をC～聞きました、頑張ってください」、「ご苦労様」、「自己責任で考えてくれよ、前の串焼き J 店長より売上わ二分の一わ経営又は企画力に問題が?」などとそれぞれ記載した電子メールを送信した。

(甲14、当事者 B)

(ク) 平成21年3月中に、C マネージャーは、E 組合員に対し、M で昼間営業を行うための機材を、3月で閉店する本社近くの会社所有物件から持っていく旨述べた。

同年4月3日頃、E 組合員ら3名は、機材のある会社所有物件を見に行き、B 社長及びC マネージャーと会食をした。B 社長は、H 組合員に対し、「頑張ってくれよ」と述べた。

(証人 H)

(ケ) 平成21年4月10日、C マネージャーは、E 組合員に対し、「60万円をEさんの口座に振り込むので、とりあえず3人で分けてほしい」と述べた。E 組合員が「そしたら足りない分をどうするんですか」、「そしたら来月分からいただけるんですね」と述べたのに対し、C マネージャーは、「はい」と述べた。これに対し、E 組合員は、「わかりました」、「みんなに伝えときます」と述べた。

同日、C マネージャーは、D 口座からE 口座に60万円を振り込んだ。

(乙2、証人 E 、当事者 C)

(コ) 平成21年4月10日頃、E 組合員は、E 口座から60万円を引き出し、このうち23万円をG 組合員に、17万円をH 組合員に、それぞれ手渡した。H 組合員が、給料の明細書はないのか尋ねたのに対し、E 組合員は、明細書は出ない旨述べた。

(証人 E 、証人 H)

(サ) 平成21年4月10日過ぎ頃、E 組合員は、C マネージャーに対し、E 組合員ら3名それぞれの通勤定期代を記載した書面をファクシミリで送信した。

(甲3、甲17、証人 E 、証人 G)

(シ) 平成21年4月20日から同年5月15日までの間に、C マネージャーは、D 口座から、E 口座又はE 組合員から受け取った請求書の請求元の口座に、次のとおり送金した。

- a 平成21年4月20日 20万8,776円、2万1,000円及び2万3,625円
- b 平成21年4月23日 7,372円及び8万7,683円
- c 平成21年5月1日 5万600円
- d 平成21年5月8日 7万4,931円
- e 平成21年5月15日 6万4,454円及び15万5,810円

(乙2、当事者 C)

(ス) 平成21年5月11日、C マネージャーは、M を訪問し、E 組合員と面談（以下「5.11面談」という。）を行った。5.11面談の途中で、G 組合員が、給料は支払ってくれるのかと尋ねたのに対し、C マネージャーは、最低賃金を計算して支払う旨述べた。

(丙11、証人 G 、証人 H 、当事者 C)

(セ) 平成21年5月11日、E 組合員、B 社長及びC マネージャーは、会社本社において、M の閉店に係る話合いを行った。この話合いの後、C マネージャーはM の閉店手続についてB 社長が口述した内容をメモ（以下「5.11閉店手続メモ」という。）に書き、E 組合員に手渡した。

5.11閉店手続メモには、次のとおり記載されている。

「閉店

- 1 酒・食品、材庫の整理
くさる物はしょうきやく処分
- 2 制服の返却（5枚）
- 3 小口 3、4（5）使用めいさい、物品の確認
- 4 ガス・電気のへいせん手続
- 5 店内の清掃、備品の点検、イス、テーブル
ちゅうぼう内
- 6 カギの引き渡し（個数）3本
- 7 仕入れ先の残代金の確認 5/12までの確認
(練絡) P
- 8 仕入れ先のストップ Q R S 」

なお、C マネージャーは、平成21年6月26日に、2万8,353円、2万6,858円、1,520円及び2万7,085円を預金機からD 口座にそれぞれ入金した上、同日、D 口座から、E 組合員から受け取った請求書の請求元に対し、4万4,483円、2万2,470円及び1,512円をそれぞれ送金した。

(甲5、乙2、証人 E 、当事者 C)

(ソ) 平成21年5月14日、E 組合員及びG 組合員は、会社本社を訪問し、B

社長と面談（以下「5.14面談」という。）を行った。5.14面談において、E 組合員及び G 組合員が、未払賃金の支払を求めたのに対し、B 社長は、「改装に金をかけて今回の分で400万超えるやないか」、「君の給料を削ってでも友達守ったるもんや」、「今でも400万円も赤字になってて、これ以上赤字やったらこっちも首をくくらなあかんねん」、「自分たちで金出してやるんか」、「店の商品に手をつけたらあかんぞ」、「給料を支払ってもらいより店をどうするかが先やろ」などと述べ、いつ店を閉めるのか尋ねた。

5.14面談において、M を同月16日に閉店することが決まった。

（甲17、証人 E 、証人 G 、当事者 B ）

（タ）平成21年5月16日、M は閉店した。C マネージャーは、M を訪問し、E 組合員から M 店舗の鍵の引渡しを受けた。

同日、M 店舗において、E 組合員と C マネージャーは話合い（以下「5.16話合い」という。）を行った。5.16話合いの途中で、G 組合員が「ちょっといいですか」と述べたのに対し、C マネージャーは、「私は E さんと話してるんや」、「あんたらは知らん」、「あなたと話す気はないです」と述べた。また、G 組合員が、M のオーナーは誰か尋ねたのに対し、C マネージャーは、自分がオーナーである旨述べた。これに対し、G 組合員は、「ああもうそれだけでいいです」と述べた。

（甲17、証人 E 、証人 G 、証人 H ）

（チ）M の営業期間中、D 口座の預金通帳は C マネージャーが保管していた。

なお、C マネージャーは、D 口座の預金通帳を、E 組合員に見せたことはあるが、渡したことはなく、E 組合員は、D 口座から現金を引き出したことはない。

（証人 E 、当事者 C ）

（ツ）平成21年3月17日及び同年4月16日、ガス代が、同年3月23日及び同年4月20日、電気代が、それぞれ D 口座から引き落とされた。

（乙2）

（テ）E 組合員は、M のガス及び電気の開栓及び閉栓の手続を行わなかった。

（当事者 C ）

カ M 閉店以降の経緯

（ア）平成21年5月22日、組合は、会社に対し、E 組合員ら3名に対する未払賃金、交通費及び解雇予告手当の支払等を議題とする団交を申し入れる5.22団交申入書を送付した。

(甲1)

(イ) 平成21年5月26日、会社は、組合に対し、5.26会社通知書を内容証明郵便で送付した。5.26会社通知書には、次の記載があった。

「平成21年5月22日付団体交渉申入れ書について次の通り通知致します。

居酒屋『M』については経営者はD氏であり、L及びBは同店の経営とは関係ありません。

また、貴組合の組合員であるG、H、Eとの雇用契約も一切ありません。

よって、団体交渉の申入れについてはお受けすることはできません。

同店の経営者はD氏であり、同人が簿記等の知識に疎いことから、売上の管理をC氏に任せていたものであります。

また、Bは同店が入居するマンションの所有者（個人）であり、家主として賃料収入を受ける立場にあります。

Mの運営については、E氏が賃借人D氏代理人C氏の斡旋により転借を受け、E氏が経営者として店舗の運営を行ない、店舗の賃料をBに支払う旨の約定があると聞き及んでいます。

(略)

以上、申し上げたように本件については当社及びBは一切関係ございませんので今後は経営者であるD氏又は代理のC氏にご連絡されるようお願い申し上げます。」

(甲7)

(ウ) 平成21年5月28日、B社長は、E組合員に対し、E組合員がD許可営業者の代理人であるCマネージャーのあっせんによりM店舗の転借を受けて飲食店を経営していると聞いている旨記載し、M店舗に係る未入金家賃等48万6,432円を同年6月5日までに支払うよう求める「請求書」（以下「5.28 B 請求書」という。）を内容証明郵便で送付した。

同年5月28日、Cマネージャーは、E組合員に対し、E組合員が経営・営業するMの利益から返済する約定で、CマネージャーがD口座から拝借して立て替えた立替金144万20円を同年6月5日までに支払うよう求める「請求書」（以下「5.28 C 請求書」という。）を内容証明郵便で送付した。

(乙3、丙4)

(エ) 平成21年6月4日、組合は、被申立人らに対し、E組合員ら3名が会社に雇用されていたとして5.26会社通知書に対する異議を記載し、E組合員ら3名に対する未払賃金、交通費及び解雇予告手当の支払等を議題とする団交を申

し入れる6.4団交申入書を送付した。

(甲2)

(オ) 平成21年6月6日、会社は、組合に対し、6.6会社通知書を内容証明郵便で送付した。同通知書には、次の記載があった。

「平成21年6月4日付団体交渉申入れ書について下記の通りご通知申し上げます。

平成21年5月26日付通知書にて申し上げたとおり、居酒屋『M』については経営者はD氏であり、L及びBは、この度貴組合に所属することになったE氏、G氏、H氏とは何ら雇用関係はなく、当社及びBが本件団体交渉の相手方ではないことを改めて申し上げます。

よって、貴組合からの団体交渉申入れには応じられません。

貴組合からの団体交渉申入れ書において、貴組合が当社がMの経営者であると判断されるに至った事柄をこと細かく述べておられますが、その内容についてC氏に確認したところ、いずれも事実と反するとの回答を得ました。

また、店舗の売上と来店客数を当社代表取締役Bの携帯電話にメールを送信したことをあげておりますが、これは賃貸人である家主に経営上のアドバイスを受けるために、E氏自ら送信してきたものと聞き及んでおります。テナントへのアドバイスという親切心からの善意を逆手にとり、誤解の上に再三、理由のない申入れをされることは、まことに遺憾に存じます。」

(甲8)

(カ) 平成21年6月8日、Cマネージャーは、組合に対し、6.8C通知書を内容証明郵便で送付した。6.8C通知書には、6.4団交申入書の記載内容が事実と反するとして、①Mの経営者はD許可業者である、②E組合員と給料額の約束を交わした覚えはない、③タイムカードを押すよう指示したことはない、④社会保険について、6月1日から加入と回答した事実はない、⑤交通費支給は、E組合員が経営者として処理すべきことと考えていた、⑥M月間収支管理表は会社のものではない、⑦平成21年5月11日に、G組合員の給料支給の質問に対し、自分が「払う」と答えたのは、E組合員の言葉を代弁したというべきものである、⑧日報を会社にファクシミリ送信してもらっていたのは、E組合員の経営管理に協力し業績向上に役立ててもらおうという意図であり、B社長へのメール送信は、家賃引下げに有利になるようにとの老婆心からE組合員に勧めたものである、⑨G・H組合員は、面接も履

歴書提出もなく、自分が採用、雇用することはあり得ない、などと記載されていた。

また、同日、C マネージャーは、E 組合員に対し、E 組合員が経営・営業する M の運営に係る運転資金として立て替えた立替金が支払期限を過ぎても支払われていないので、再度請求する旨記載した「請求書」（以下「6.8 C 請求書」という。）を内容証明郵便で送付した。

（丙5、丙6）

（2）争点1について

被申立人らは、E 組合員ら3名の労働組合法上の使用者であるかについて、以下判断する。

ア C マネージャーの立場について

組合は、会社及びC マネージャーの両者がE 組合員ら3名の労働組合法上の使用者である旨主張する。ところで、前提事実のとおり、C マネージャーは、会社の賃貸収益部門マネージャーであることが認められ、C マネージャーが会社の社員であることは明らかであるから、本件におけるC マネージャーの立場を検討する。

（ア）まず、E 組合員がM を引き受けるに至った経緯をみると、前記（1）ウ（ア）、（イ）、（ウ）認定のとおり、①平成20年12月まで、B 社長及びC マネージャーが、E 組合員が勤務する飲食店を度々会社従業員とともに訪れ、飲食していたこと、②同月、E 組合員が勤務する飲食店において、B 社長がE 組合員に対し、「（店を）やってくれへんか」、「それならすぐ来てくれ」と述べた後、E 組合員がB 社長及びC マネージャーに自らの電話番号を伝えたこと、③平成21年1月、C マネージャーがE 組合員に対し、電話で、「L の持っている飲食部門で1店任せたいところがある」と述べたこと、④平成21年1月から2月の間に行われた第1回E・C 面談において、E 組合員が、「半年ぐらいもしかかったとして、資金はありますか」、「僕はやっぱりお金がないところというの働いたことがあるので、もうお金がないところで働きたくないんですよ」と述べたのに対し、C マネージャーは、「L という会社は、不動産で十分収益を上げているので、別にそれは大丈夫ですよ」、「L としては、収益ビルをかなり所有していて、飲食店も多く、業績不振な店舗を今後盛り立ててもらいたいんですよ」、「そのために、L の飲食部門としての規範店を確立してもらいたいんですよ」と述べたこと、⑤その後の第2回E・C 面談において、E 組合員がC マネージャーに対し、Mを引き受ける旨述べたこと、が認められる。

これらのことからすると、① B 社長が E 組合員に最初に M をやってみないかと持ちかけた場には、C マネージャーだけでなく会社の従業員らが同席しており、E 組合員は、社長だけでなく C マネージャーにも電話番号を伝えていること、② E 組合員が M を引き受けるに至るまでの E 組合員との交渉は、C マネージャーが担当し、C マネージャーは交渉の場で、M が会社の一部門である旨の発言をしていること、が明らかである。

(イ) 次に、前記(1)ア(ウ)、ウ(キ)認定のとおり、① B 社長が、平成21年1月に E 組合員と C マネージャーが電話で話をする前に、M 店舗に係る契約の交渉等を C マネージャーに依頼していたこと、②平成21年2月、C マネージャーが B 社長に、E 組合員が M を引き受けた旨報告したことが認められる。

このことからすると、M に係る C マネージャーの交渉は、会社の代表者である B 社長の依頼の下になされたものといえることができる。

(ウ) また、前記(1)ウ(ウ)、エ(ア)、(ウ)、(ク)、オ(ア)、(イ)、(エ)、(ク)認定のとおり、① M についての面談及び打合せが会社本社で行われていたこと、② C マネージャーから E 組合員への M 店舗の鍵の引渡しが会社本社で行われたこと、③小口現金の精算等が会社本社で行われていたこと、④ M が開店してから閉店するまで、E 組合員が、C マネージャーの指示で日報を会社にファクシミリ送信していたこと、⑤平成21年3月中に、C マネージャーが、E 組合員に対し、M で昼間営業を行うための機材を、同月で閉店する本社近くの会社所有物件から持っていく旨述べたこと、⑥ M 従業員の休憩場所として M 近くの会社所有の物件が提供されたこと、が認められる。

一方で、B 社長は、審問において、M の家賃の支払に関連して、「私もたくさんビルとか店舗とか事務所とか住居、何百と所有しておりますから」(第2回審問速記録58頁)と、M を他の会社所有物件と同列に扱っていたことを窺わせる証言をしている。

これらのことからすると、M の業務の一部が会社の施設及び設備を使用して行われていることが明らかである。

(エ) さらに、前記(1)オ(セ)、(ソ)認定のとおり、①平成21年5月11日に行われた M の閉店に係る話合いにおいて、閉店手続について B 社長が口述した内容のメモを C マネージャーが書いたこと、②5.14面談において、B 社長が E 組合員に対し「改装に金かけて今回の分で400万超えるやないか」などと述べ、M をいつ閉店するのか尋ねたこと、③平成21年5月14日、M を

同月16日に閉店することが決まったこと、が認められ、 M の閉店に際しては、 B 社長が E 組合員と直接会って手続を指示し、閉店日の判断を迫ったということができる。

(オ) 加えて、後記イ(ウ) b 判断のとおり、 C マネージャーの関与により、 E 組合員が N 店長の後任としてその店長の立場を継承したと判断されるところ、 C マネージャーは、審問において、 N の帳簿の清書を行っていたことについて、「私は賃貸収益部のマネージャーをやっておりますので、賃貸収益を上げるのが目的ですので、 D 氏から家賃をいただくのが目的ですので、少しでも店がうまくいって、きっちりと家賃をいただけるようにということで、お手伝いできることがあればしますということで手伝っておりました」と証言し、その後の「社長個人の不動産だということだったんですけれども、あなたとしてはそういうお仕事上の立場から、この点についても手伝ってあげてたということですかね」という質問に対しては、「もちろんです。私どもは利益を上げるのが仕事ですので」と証言しており（第1回審問速記録27頁）、このことからすると、 C マネージャーは、 M に係る業務を、会社の社員としての立場で行っていたとみることができる。

(カ) これらのことに、前記(1)エ(オ)認定のとおり、 E 組合員ら3名の社会保険加入について、 C マネージャーが、社長に相談する旨及び総務に確認した旨発言していることを、以上のことと併せ考えると、 C マネージャーの M に係る諸々の言動は、会社の社員として、会社の代表者である B 社長の意向に従って行ったにすぎないとみるのが相当であるから、 M に係る C マネージャーの言動は、会社の言動であるとみるのが相当である。

なお、 C マネージャーは、審問において、社会保険の加入に係る発言はしていない旨証言している（第3回審問速記録18頁）が、組合が主張する、「3か月の試用期間後の6月1日から」という社会保険の加入時期は、具体的であり、会社から聞かなければ組合又は組合員が知り得ない事柄であるから、会社の社員として E 組合員とのやり取りを行っていた C マネージャーが、 E 組合員に話したと考えるのが自然であり、 C マネージャーの証言は採用できない。

(キ) 以上のことから、 C マネージャーは、会社から独立した当事者であるということとはできず、 C マネージャーに係る申立ては、その余について判断するまでもなく、これを却下する。

イ E 組合員と会社との関係について

組合が、 E 組合員の雇用主は会社である旨主張するのに対し、会社は、会社と E 組合員との間に雇用関係が存在しない旨主張するところ、 C マネージャ

一が会社から独立した当事者であるということができないことは、前記ア判断のとおりであるので、以下、E 組合員と会社との関係を検討する。

(ア) E 組合員と会社との合意の成立

まず、前記(1)ウ(ア)、(イ)、(ウ)、(キ)認定のとおり、①平成20年12月頃、E 組合員が、自らの勤務する飲食店を会社従業員とともに度々訪れていたB社長及びC マネージャーに、現在勤務している飲食店を退職する旨述べたのに対し、B 社長が、店をやってくれないかと述べ、すぐ来るよう依頼し、E 組合員がB 社長及びC マネージャーに自らの電話番号を伝えたこと、②平成21年1月、E 組合員が電話で、勤務していた飲食店を退職した旨述べたのに対し、C マネージャーが、会社の持っている飲食部門を1店任せたいので話を聞いてほしい旨述べたこと、③平成21年1月から同年2月までの間に行われた第1回E・C 面談において、C マネージャーがE 組合員に対し、M の業種変更を了承するとともに、会社は不動産業で十分収益を上げているので資金面で問題はない旨及び会社が収益ビルに飲食店を多く所有しており、業績不振な店舗を今後盛り立ててほしい旨述べ、その後、C マネージャーがE 組合員にN の帳簿類を渡し、E 組合員は店をやるかどうかは考える旨述べて帳簿類を持ち帰ったこと、④平成21年2月9日頃行われた第2回E・C 面談において、E 組合員がN の帳簿類を返却し、店を引き受ける旨述べたのに対し、C マネージャーが、E 組合員の給料を28万円プラスアルファとする旨述べたこと、⑤平成21年2月、C マネージャーが、B 社長に、E 組合員がM を引き受けた旨報告したこと、が認められる。

これらのことからすると、M の業務開始前の平成21年2月9日頃に、会社とE 組合員との間で、E 組合員がM を引き受けることについての合意が成立していたとみることができる。

この合意について、組合が、E 組合員と会社との間で口頭での雇用契約が成立したものである旨主張するのに対し、会社は、E 組合員がD 許可営業者から転借を受ける形でM の経営者となったものである旨主張するので、以下、この合意がいかなる性質のものであったかについて検討する。

(イ) 合意内容に関する会社の主張について

会社は、「B 社長とD 許可営業者との間に、M 店舗の賃貸借契約があり、平成21年3月24日まではD 許可営業者がM の経営者であったところ、同月25日D 許可営業者の代理人であるC マネージャーとE 組合員との間でM 店舗の転貸借契約が締結されるのと同時に、E 組合員はD 許可営

業者から M の経営権を引き継ぎ、E 組合員が M の経営者となったのであるから、E 組合員が G 組合員及び H 組合員の使用者であって、会社は、E 組合員ら 3 名の労働組合法上の使用者ではない」と主張するので、まずこの点について検討する。

a 会社は、E 組合員が D 許可業者から転借を受ける形で M の経営者となったことを裏付ける事実として、① M の売上金は、M の賃借人である D 許可業者の口座に、毎日の売上金を営業日の翌日ごとに E 組合員が振り込んでいたこと、② M の飲食業に係る許可名義は、D 許可業者のままであったこと、③ M の光熱水費関係の支払は、D 許可業者が行っていたこと、④ E 組合員ら 3 名に対して支払われたであろう 3 月分賃金は、平成21年 4 月10日に、D 口座から支払われていること、の 4 点を主張している。しかしながら、E 組合員が D 許可業者から M の経営権を引き継ぎ、経営者になったのであれば、その時点で E 組合員名義の口座で M の金銭を管理し、M の営業許可名義も E 組合員名義に変更するのが自然である。また、会社の主張する上記①から④の事実は、むしろ E 組合員が M の経営者ではなかったことを推認させるものであり、この点において、会社の主張は、主張自体に矛盾が生じている。

b 次に、前記(1)カ(イ)、(オ)認定のとおり、会社は、本件申立て以前に、5.26会社通知書及び6.6会社通知書において M の経営者は D 許可業者であると明言している上、C マネージャーもまた、前記(1)カ(ウ)、(カ)認定のとおり、5.28 C 請求書及び6.8 C 通知書において M の経営者は D 許可業者であることを明言しており、これらは、M の経営者は E 組合員であるという会社の主張と矛盾するものである。

また、①前記(1)カ(イ)認定のとおり、会社が、M 店舗に係る転貸借契約や D 許可業者について主張し始めたのは、M 閉店後に組合が E 組合員ら 3 名の未払賃金の支払等を議題とする団交の申入れを行った平成21年 5 月22日以降のことであること、②前記(1)カ(カ)認定のとおり、6.8 C 通知書には「M の経営者は D 許可業者である」旨記載されている一方で、前記(1)カ(ウ)、(カ)認定のとおり、5.28 C 請求書及び6.8 C 通知書には「E 組合員が経営営業する M」との表現がみられること、③審問において、B 社長が、M 店舗を転貸ではなく直接賃貸したかのような証言をしている(第2回審問速記録55頁、58～60頁)こと、④前記(1)オ(タ)認定のとおり、平成21年 5 月16日、M の閉店の際、C マネージャーが、M 店舗において E 組合員ら 3 名の前で、G 組合員の質問に

対して、自分が M のオーナーである旨発言したこと、⑤この「オーナー」発言について、C マネージャーが、答弁書においてはこれを否定しながら、審問においては一転して、「私がオーナーですと2回繰り返しました」と発言を認める証言をしていること(第3回審問速記録25頁)、を併せ考えると、会社の主張や証言は、その場その場の状況に応じ二転三転させていることが認められ、その信用性は極めて低いといわざるを得ない。

- c また、会社は、B 社長と D 許可営業者との間で M 店舗の賃貸借契約があったと主張するので、検討する。

B 社長と D 許可営業者との間で、M 店舗に係る賃貸借契約書が存在しないのは前記(1)ア(ア)認定のとおりである。賃貸借契約は口頭でも成立するが、一般に、不動産の賃貸借契約を締結する場合、契約の当事者、物件の表示、契約期間、保証金及び家賃の金額及び支払方法並びに共益費の負担等を明確にするために、賃貸借契約書を作成するのが自然である。特に本件の場合、契約の一方の当事者が、仕事柄、不動産取引を熟知している B 社長であるうえ、B 社長は、申立外会社との間で、契約期間を平成10年6月19日から同12年6月18日とする M 店舗に係る賃貸借契約書を作成していた事実があるのであるから、D 許可営業者との間で、M 店舗に係る賃貸借契約を締結しながら、その契約書を作成しないのは不自然であるといわざるを得ない。

なお、B 社長が D 許可営業者との間で M 店舗の賃貸借契約書を作成しなかった理由について、会社は、以前、別の法人との賃貸借契約を締結し、契約書を作成していたところ、その後の契約では、契約相手が変わっただけで、同一条件であったため、新たに契約書は作成しなかったと主張をしている。

しかしながら、前提事実のとおり、10.6.19賃貸借契約書の賃貸借物件の表示が「大阪府吹田市 T ビル1階101号室」となっている一方で、18.6.21 M 営業許可証の営業所所在地は「吹田市

U ビル1F101号」となっていることが認められ、10.6.19賃貸借契約書と18.6.21 M 営業許可証とでは店舗の所在地のビル名の表記が異なっている上、前提事実のとおり、10.6.19賃貸借契約書に記載された月額家賃が20万円であるところ、B 社長は、審問において、M 店舗に係る E 組合員との契約が賃貸借契約ではなくリース契約であり、家賃が28万円である旨証言しており(第1回審問速記録24頁)、このことからみても、同一条件を理由に賃貸借契約書を作成しなかったことは、極めて不自然である。

さらに、D 許可業者が、B 社長に対し M に係る家賃その他権利金・敷金等を支払ったと認めるに足る事実の疎明もない。

これらのことからすると、B 社長と D 許可業者との間で M 店舗の賃貸借契約があったとする会社の主張は採用できない。

d さらに、会社は、E 組合員と D 許可業者との間で M 店舗の転貸借契約があったと主張するので、検討する。

(a) まず、E 組合員と D 許可業者との間に、M 店舗に係る転貸借契約書が存在すると認めるに足る事実の疎明はない。

(b) また、前記(1)カ(イ)認定のとおり、会社が、C マネージャーが D 許可業者の代理人であると明言したのは、組合による団交申入れに対する5.26会社通知書においてが初めてであることが認められる。

これについて、C マネージャーは、陳述書において、E 組合員が M を引き受けることについての合意が成立した当初に、M 店舗の D 許可業者からの転借について E 組合員に説明した旨陳述している(丙11)。

しかし、C マネージャーが、E 組合員が M を引き受けることについての合意が成立した当初に、M 店舗の D 許可業者からの転借について E 組合員に説明したと認めるに足る事実の疎明はない。

加えて、B 社長は、審問において、M 店舗に係る賃貸借契約について、リース契約とすること及び家賃を28万円とすることを B 社長自身が決定した旨証言している(第2回審問速記録58～60頁)ところ、この証言は、M 店舗が、D 許可業者から転貸されたものではなく、B 社長によって直接、E 組合員に賃貸されたものであることを証言したものとみることができ、C マネージャーの陳述は、同じ被申立人側の当事者である B 社長のこの証言と矛盾するものである。

したがって、この点に係る C マネージャーの証言を採用することはできない。

(c) さらに、D 許可業者と M の関係をみる。

まず、前記(1)ア(エ)認定のとおり、本件終結時まで、E 組合員は D 許可業者と会ったことがないことが認められる。

また、C マネージャーは、審問において、店舗を B 社長へ返還すること、又は、次の経営者を探すことについて、D 許可業者から依頼を受けた旨述べ(第1回審問速記録27頁)、M 店舗の取扱いについて、D 許可業者から代理権を授権されたとする証言をしている。

ところで、本件申立ての審査において、申立人らが、転貸借契約が存在しないこと等を立証趣旨として D 許可営業者の証人申出を行ったところ、D 許可営業者は所在不明であることが判明し、当委員会は D 許可営業者を証人として採用しなかった。一方で、会社は D 許可営業者の証人申出を行わず、また、C マネージャーは、審問において、D 許可営業者との連絡が取れなくなった旨証言している（第3回審問速記録32頁）が、連絡が取れなくなった日については証言が曖昧である。したがって、D 許可営業者から C マネージャーに対し代理権が授権されたとする C マネージャーの証言は、信用できない。

B 社長も、審問において、主尋問では、M 店舗での営業を続けられなくなった旨の D 許可営業者からの電話に自らが電話に出たのかと質問されて、「そうですね。確かそうやと思います、はい」と答えている（第1回審問速記録23頁）ところ、反対尋問では、D 許可営業者からの店を閉めたい旨の電話が自らにかかってきたのではないかと質問されて、「私にはかかってきてません」、「私ではないです」と、明確に否定し（第2回審問速記録54頁）、D 許可営業者に係る証言を変更しており、D 許可営業者に係る B 社長の証言も、信用できない。

(d) このようにみてくると、D 許可営業者と M とのつながりで事実として認められるのは、D 許可営業者が M の営業許可を持っていたこと及び M の出入金管理に D 口座を使っていたことであるが、これらのことからすると、D 許可営業者の名義だけが何らかの形で使われていた可能性もあり、D 許可営業者が実質的に M の営業に何らかの形で関与していた事実は疎明されていない。

(e) 以上を総合すると、E 組合員と D 許可営業者の間で転貸借契約が締結されたかどうかは、極めて疑わしいといわなければならない。

e ここで、E 組合員が経営者であることと相容れない事実の存在について検討する。

まず、E 組合員が M の経営者であれば、M の許可営業者が D 許可営業者から E 組合員に変更されるか、少なくとも、許可営業者の変更についての話合いがなされるのが当然であるところ、かかる話合いがなされたと認めるに足る事実の疎明はない。

また、後記(ウ)h判断のとおり、① M の業務開始に先立って、会社と E 組合員との間では、M の運営が会社の監督下で行われることが了解されていたこと、② M の出入金管理が実質的に会社の監督下にあったこ

と、③会社が E 組合員の労働条件の決定に関与し得る立場にあったこと、④会社が、E 組合員ら 3 名に支払う給料として、60 万円を D 口座から E 口座に振り込んだこと、⑤ M の業務開始から開店を経て閉店に至るまでの間、E 組合員と会社が、M の業務の進め方についての打合せを、会社本社において、2 週間に 1 回以上の頻度で行っていたこと、⑥ E 組合員が、M の売上金の入金、日報の送信及び売上高等の電子メールによる B 社長への報告を、会社の指示を受けて実行していたこと、が認められるが、これらの事実は、いずれも、E 組合員が M の経営者であることとは相容れぬものである。

f 以上のとおりであるから、M の業務開始前に、会社と E 組合員との間で成立した、E 組合員が M を引き受けることについての合意が、E 組合員が D 許可営業者から M 店舗の転借を受ける形で M の経営者となる旨の合意であったとはいうことができない。

(ウ) 合意内容に関する組合の主張について

M の業務開始前に、会社と E 組合員との間で成立した合意が、E 組合員が D 許可営業者から M 店舗の転借を受ける形で M の経営者となる旨の合意であったとはいうことができないことは、前記(イ)判断のとおりであるが、M の業務開始前に会社と E 組合員との間で成立した、E 組合員が M を引き受けることについての合意について、E 組合員が D 許可営業者から M 店舗の転借を受ける形で M の経営者となる旨の合意でないことが、直ちに、E 組合員と会社との間での雇用契約の成立についての合意であったことを意味するものではない。そこで、E 組合員と会社との間に、雇用契約としての合意が成立していたかどうかについて、以下検討する。

なお、雇用契約書が作成されなくても、当事者間で、一方が他方に労働を提供し、提供を受ける側が提供した側にその労働の対価として賃金を支払うことについて意思の合致がある場合は、雇用契約が成立することはいうまでもない。

そこで、以下、E 組合員と会社との間で雇用契約が成立していたかどうかを、両者に係る事実関係の中でみていくこととする。

a E 組合員が M を引き受けるに至った経緯について

まず、前記(1)ウ(ア)、(イ)、(ウ)、(キ)認定のとおり、①平成20年12月頃、E 組合員が、自らの勤務する飲食店を会社従業員とともに度々訪れていた B 社長及び C マネージャーに、現在勤務している飲食店を退職する旨述べたのに対し、B 社長が、店をやってくれないかと述べ、すぐ来るよう依頼し、E 組合員が B 社長及び C マネージャーに自らの電話番号を

伝えたこと、②平成21年1月、E 組合員が電話で、勤務していた飲食店を退職した旨述べたのに対し、C マネージャーが、会社の飲食店を1店任せたいので話を聞いてほしい旨述べたこと、③平成21年1月から同年2月までの間に行われた第1回 E・C 面談において、C マネージャーが E 組合員に対し、M の業種変更を了承するとともに、会社は不動産業で十分収益を上げているので資金面で問題はない旨及び会社が収益ビルに飲食店を多く所有しており、業績不振な店舗を今後盛り立ててほしい旨述べ、その後、C マネージャーが E 組合員に N の帳簿類を渡し、E 組合員は店をやるかどうかを考える旨述べて帳簿類を持ち帰ったこと、④平成21年2月9日頃行われた第2回 E・C 面談において、E 組合員が N の帳簿類を返却し、店を引き受ける旨述べたのに対し、C マネージャーが、E 組合員の給料を28万円プラスアルファとする旨述べたこと、⑤平成21年2月、C マネージャーが、B 社長に、E 組合員が M を引き受けた旨報告したこと、が認められる。

これらのことからすると、① E 組合員が M を引き受ける話は会社の側が言い出していること、② C マネージャーが、E 組合員に対し、会社の飲食店を1店任せたい旨述べていること、③ E 組合員との面談において、C マネージャーが M の業種変更を了承し、E 組合員の具体的な賃金額に言及していること、④ E 組合員との面談において、C マネージャーが、会社の資金面に触れ、会社の業績不振店舗を盛り立てよう求めていること、⑤ E 組合員が M を引き受けたことを、C マネージャーがわざわざ B 社長に報告していること、を併せ考えると、M の業務開始に先立って、会社と E 組合員との間では、M の運営が会社の監督下で行われることが了解されていたといえることができる。

なお、C マネージャーが E 組合員の給料を28万円とする旨述べたことについて、会社は、C マネージャーが E 組合員との間で賃金額に合意した事実はない旨主張し、C マネージャーは、審問において、E 組合員との間で賃金額についての話をしたことを否定している(第3回審問速記録1頁)。しかし、E 組合員の証言は、給料額が28万円になった理由として、N 店長の給料額と同じであることを具体的に示し(第1回審問速記録6頁)、さらに、後記bのとおり、E 組合員は N 店長の後任としてその立場を継承したものと認められることから、その内容も合理的と考えられる。

b M と N との関係について

ここで、M と N との関係についてみる。

前記(1)イ(ウ)から(キ)、オ(イ)、(キ)、(テ)認定のとおり、①平成21年2月の最終週に、E 組合員及び N 店長が C マネージャーに呼ばれて会社本社を訪問し、E 組合員、N 店長及び C マネージャーの3名で21.2引継ぎ話合いを行ったこと、②21.2引継ぎ話合いにおいて、C マネージャーが、N 店長に対し、E 組合員を新しい M の店長として紹介し、E 組合員の下で働く意思があるかどうか尋ねたこと、③平成21年3月上旬、E 組合員及び C マネージャーが、M 店舗において N 店長及び N アルバイト従業員らと面談し、E 組合員が、未払賃金を支払うための口座番号を尋ねたのに対し、N アルバイト従業員らは、もめごとで辞めさせられるのに口座を教えるのは嫌だと述べ、その後、C マネージャーは、N 従業員らの未払賃金を E 組合員の口座に一括して入金する旨述べたこと、④平成21年3月10日、C マネージャーが E 組合員に対し、未払給料を支払うよう述べ、N アルバイト従業員らの給料明細書をファクシミリで E 組合員に送信するとともに、D 口座から E 口座に28万5,720円を振り込み、その後、E 組合員は、N アルバイト従業員らに28万5,720円を現金で支払ったこと、⑤平成21年3月1日から M 開店までの間に、E 組合員ら3名が、M 店舗において N 店長と面談し、引継ぎを行ったこと、⑥平成21年3月10日、C マネージャーが E 組合員に対し、N のアルバイト従業員の未払賃金を支払うように述べた際、N 店長の給料については払うかどうかまた後にするので、とにかく支払いたくないと述べたこと、⑦ N が営業している間、C マネージャーが、N の手書きの帳簿をパソコンに入力していたこと、⑧ M が開店してから閉店するまで、E 組合員が毎営業日の M の売上高および小口現金の支払額等を記載した日報をファクシミリで会社へ送信し、C マネージャーが、E 組合員が送信する日報をパソコンに入力して、平成21年3月度及び同年4月度の M 収支管理表を作成していたこと、⑨ B 社長が、E 組合員あて、「自己責任で考えてくれよ、前の串焼 J 店長より売上わ二分の一わ経営又は企画力に問題が？」という内容の電子メールを送付したことがあること、⑩ E 組合員は M のガス及び電気の開栓及び閉栓手続を行わなかったこと、が認められる。

また、前記(1)オ(ツ)認定のとおり、平成21年3月17日及び同年4月16日、ガス代が、同年3月23日及び同年4月20日、電気代が、それぞれ D 口座から引き落とされたことが認められるところ、前記(1)エ(ア)、(イ)認定のとおり、M 店舗の鍵が E 組合員に引き渡され、M の業務が開始され

たのが同年3月1日であることが認められるのであるから、 N と M のガス代及び電気代が同一の口座から支払われていたとみることができる。

これらのことからすると、 E 組合員と N 店長との間で業務の引継ぎが2度にわたり行われている上、 C マネージャーが、 N 店長に対し、 M で引き続き勤務するかどうかの意思確認をし、 E 組合員を通じて N の従業員に対する未払賃金の支払手続を行い、 N においても M の場合と同様、帳簿をパソコンに入力し、さらに、 B 社長が E 組合員に対し、 M の経営を N の経営と比較する内容の電子メールを送り、 E 組合員がガス及び電気の開栓及び閉栓手続を行わず、 N と M のガス代及び電気代が同一の口座から支払われているのであるから、 M の営業は、実質的に N の営業を引き継ぐ形で行われ、 E 組合員は、 N 店長の後任としてその立場を継承したものであると認められる。

c M の金銭管理の状況について

次に、 M の金銭管理の状況についてみる。

前記(1)エ(エ)、(カ)、(キ)、オ(ウ)、(エ)、(ケ)、(シ)、(セ)、(チ)認定のとおり、①平成21年3月6日、 C マネージャーが D 口座から E 口座に40万円を振り込んだ後、 E 組合員がこの40万円から設備改修及び制服等の代金を支払い、残金を現金で C マネージャーに返却したこと、②平成21年3月1日から M 開店までの間に、 C マネージャーが、 E 組合員に対し、 M の営業が始まったら、毎営業日の M の売上金を、翌日、 D 口座に振り込むよう伝えたこと、③ M が開店してから閉店するまで、 E 組合員は、毎営業日の M の売上金を、それぞれ翌日以降、 D 口座に振り込んでいたこと、④平成21年3月1日から M 開店までの間に、 C マネージャーは、 E 組合員に対し、現金13万円を小口現金として渡したこと、⑤ M が開店してから閉店するまで、 E 組合員は、2週間に1回程度、会社本社を訪問し、 C マネージャーと小口現金の精算等を行っていたこと、⑥平成21年4月10日、 C マネージャーが、 E 組合員に対し、「60万円を E さんの口座に振り込むので、とりあえず3人で分けてほしい」と述べ、 D 口座から E 口座に60万円を振り込んだこと、⑦ C マネージャーは、平成21年4月20日に20万8,776円、2万1,000円及び2万3,625円、同月23日に7,372円及び8万7,683円、同年5月1日に5万600円、同月8日に7万4,931円、同月15日に6万4,454円及び15万5,810円をそれぞれ、 D 口座から、 E 口座又は E 組合員から受け取った請求書の請求元の口座に送金したこ

と、⑧平成21年6月26日、C マネージャーが、2万8,353円、2万6,858円、1,520円及び2万7,085円を預金機からD口座にそれぞれ入金し、4万4,483円、2万2,470円及び1,512円をそれぞれ、D口座から、E組員から受け取った請求書の請求元に対し送金したこと、⑨Mの営業期間中、D口座の預金通帳はC マネージャーが保管していたこと、⑩C マネージャーは、D口座の預金通帳を、E組員に見せたことはあるが、渡したことはなく、E組員はD口座から現金を引き出したことはないこと、が認められる。さらに、前記イ(イ)d(c)判断のとおり、C マネージャーは、審問において、D許可業者との連絡が取れなくなった旨証言するものの、その時期についての証言は曖昧である。

これらのことからすると、Mに係る金銭の取扱いのうち、E組員が自ら行っていたのは、毎営業日の売上金をD口座に入金することだけであり、支払はすべて、C マネージャーがD口座から行っていたということができる。加えて、①E組員が毎営業日の売上金をD口座に入金していたのがC マネージャーにそうするよう言われてのことであったこと、②M開店前にC マネージャーが小口現金をE組員に渡し、その精算を会社本社で行っていたこと、③事実上Mの収支の管理が行われているD口座の通帳をC マネージャーがE組員に渡すことなく保管していること、④Mの閉店から1か月以上後にMの取引先に対する支払をC マネージャーがD口座から行っていること、⑤C マネージャーは、審問において、D許可業者との連絡が取れなくなったと言いながら、その時期を明らかにしていないことから、D許可業者と連絡が取れなくなった後もD口座の金銭の出し入れを行っていた疑いが払拭できないこと、を併せ考えると、Mの出入金管理は、実質的にC マネージャーの監督下にあったものということができる。

d 労働条件の決定について

会社がE組員の労働条件の決定に関与していたかどうかをみると、前記(1)ウ(ウ)b、エ(オ)認定のとおり、①第2回E・C面談において、E組員が店を引き受ける旨述べたのに対し、C マネージャーが、E組員の給料を28万円とする旨述べ、また、「Eさんやったらプラスアルファお付けしますから」と述べたこと、②平成21年3月中旬、E組員が電話で、E組員ら3名を社会保険へ加入させるよう依頼したのに対し、C マネージャーが、社長に相談する旨述べ、後日、E組員に対し、会社の総務に確認したところ、会社の試用期間が3か月であるため、E組員

ら3名は、6月1日から社会保険に加入できる旨述べたこと、が認められる。

これらのことからすると、C マネージャーが、E 組合員に対し給料額を提示し、社会保険加入時期を伝えているのであるから、会社は E 組合員の労働条件の決定に関与し得る立場にあったといえることができる。

なお、社会保険の加入に係る発言をしていない旨の C マネージャーの証言が採用できないことは、前記ア(カ)判断のとおりである。

e 賃金及び交通費の支払について

前記(1)オ(サ)認定のとおり、平成21年4月10日過ぎ頃、E 組合員が、C マネージャーに対し、E 組合員ら3名それぞれの通勤定期代を記載した書面をファクシミリで送信したことが認められるが、これに対する C マネージャーの対応に係る事実の疎明はない。

一方、前記(1)オ(ケ)、(コ)認定のとおり、①平成21年4月10日、C マネージャーが、E 組合員に対し、「60万円を E さんの口座に振り込むので、とりあえず3人で分けてほしい」と述べ、E 組合員が「そしたら足りない分をどうするんですか」、「そしたら来月分からいただけるんですね」と述べたのに対し、C マネージャーが、「はい」と述べたこと、②同日、C マネージャーが D 口座から E 口座に60万円を振り込んだこと、③同日頃、E 組合員は、E 口座から60万円を引き出し、このうち23万円を G 組合員に、17万円を H 組合員に、それぞれ手渡したことが認められる。

C マネージャーが D 口座から E 口座に振り込み、E 組合員を通じて E 組合員ら3名が受け取った60万円について、C マネージャーは、審問において、平成21年4月10日に D 口座から E 口座に振り込んだ60万円は、運転資金である旨証言している(第3回審問速記録8頁)。

しかし、前記(1)イ(カ)、オ(イ)、(ス)認定のとおり、① N 店長が、E 組合員に対し、自分が会社に雇われており、会社から賃金の支払いを受けている旨述べたことがあったこと、② N 店長が、N 従業員の給料は、N 店長分も含めて一括して N 店長の口座に入金されたものを分けていた旨述べたことがあったこと、③平成21年3月度及び同年4月度の M 収支管理表には、人件費計が60万円である旨記載があったこと、④5.11面談の途中で、G 組合員が給料は支払ってくれるのかと尋ねたのに対し、C マネージャーが最低賃金を計算して支払う旨述べたこと、が認められ、このことに、前記イ(ウ) b 記載のとおり、M の営業は、実質的に N の営業を引き継ぐ形で行われていたことを併せ考えると、C マネージャーは、60万円を E 組合員ら3名に支払う給料として、D 口座から

E 口座に振り込みんだとみるのが相当である。

f 業務に係る打合せについて

前記(1)エ(ウ)、オ(エ)認定のとおり、①平成21年3月1日から M 開店までの間、E 組合員は、週に1回程度、C マネージャーに来社するよう言われて会社本社を訪問し、C マネージャーと開店打合せを行ったこと、②開店打合せにおいて、C マネージャーが平成21年3月5日に開店するよう述べたのに対し、E 組合員は無理である旨述べ、E 組合員及び C マネージャーは、同月15日の開店について話し合い、その後、C マネージャーは、E 組合員に対し、B 社長が開店日の決定は E 組合員に任せると言っている旨述べたこと、③ M が開店してから閉店するまで、E 組合員は、2週間に1回程度、会社本社を訪問し、C マネージャーと打合せを行っていたこと、が認められる。

これらのことからすると、M の業務開始から開店を経て閉店に至るまでの間、E 組合員は、C マネージャーと業務の進め方についての打合せを、会社本社において、2週間に1回以上の頻度で行っていたといえることができる。

g 業務上の指示について

B 社長及び C マネージャーが、M の業務について、E 組合員に対し業務上の指示を行っていたかどうかをみる。

(a) B 社長について

前記(1)オ(キ)、(セ)、(ソ)認定のとおり、① E 組合員が、平成21年3月31日から同年5月11日までの M の各営業日について、「社長お疲れ様です」、「(M の) 売上報告です」と記載した上で売上高、来客組数、組単価、来客数及び客単価を記載した電子メールを、当日又は翌日、B 社長あて送信したのに対し、B 社長は、E 組合員あて、「4月1日の昨夜の日報報告わなかったが、エイプリルフル?」、「了解」、「この調子や頑張って」、「ノーコメント」、「了解営業方針、時間変更の報告を C ～聞きました、頑張ってください」、「ご苦労様」、「自己責任で考えてくれよ、前の串焼き J 店長より売上わ二分の一わ経営又は企画力に問題が?」などとそれぞれ記載した電子メールを送信したこと、②平成21年5月11日、E 組合員、B 社長及び C マネージャーが会社本社において M の閉店に係る話し合いを行った後、C マネージャーが、M の閉店手続について B 社長が口述した内容を記載した5.11閉店手続メモを書き、E 組合員に手渡したこと、③平成21年5月14日、E 組合員及び G 組合員

が、会社本社を訪問し、 B 社長との間で5.14面談を行ったこと、④5.14面談において、 E 組合員らが、未払賃金の支払を求めたのに対し、 B 社長は、「改装に金をかけて今回の分で400万超えるやないか」、「君の給料を削ってでも友達守ったるもんや」、「今でも400万円も赤字になってて、これ以上赤字やったらこっちも首をくくらなあかんねん」、「自分たちで金出してやるんか」、「店の商品に手をつけたらあかんぞ」、「給料を支払ってもらいより店をどうするかが先やろ」などと述べ、いつ店を閉めるのか尋ねたこと、⑤5.14面談において、 M を平成21年5月16日に閉店することが決まったこと、が認められる。

これらのことからすると、 B 社長は、 E 組合員による売上高等の電子メールでの報告について、報告がない場合は報告を促し、報告のあった営業方針を了解し、経営又は企画のあり方について自己責任で考えるよう指示している上、5.11話し合い及び5.14面談を会社本社で行い、5.11話し合いにおいては、 E 組合員に対し、閉店手続の指示を口述し、5.14面談では、店の商品の自由な処分を禁止するなどの具体的な指示をしていることが認められる。

(b) C マネージャーについて

前記(1)エ(カ)、オ(ア)、(イ)、(ウ)、(カ)、(キ)認定のとおり、①平成21年3月1日から M 閉店までの間に、 C マネージャーが E 組合員に対し、 M の営業が始まったら、毎営業日の M の売上金を、翌日、 D 口座に振り込むよう伝えたこと、② M が開店してから閉店するまで、 E 組合員が、毎営業日の M の売上金を、それぞれ翌日以降、 D 口座に振り込んでいたこと、③平成21年3月24日、 C マネージャーが E 組合員に対し、 M の日報を会社へ送信するよう述べたこと、④ M が開店してから閉店するまで、 E 組合員が、毎営業日の M の売上高及び小口現金の支払額等を記載した日報をファクシミリで会社へ送信していたこと、⑤平成21年3月30日、 C マネージャーが E 組合員に対し、 B 社長の電子メールアドレスを記載するとともに、 M の売上高、来店客数、客単価等を電子メールで B 社長の携帯電話へ送信するよう記載した3.30 C 書面をファクシミリで送信したこと、⑥ E 組合員が、平成21年3月31日から同年5月11日までの M の各営業日について、売上高、来客組数、組単価、来客数及び客単価を記載した電子メールを、当日又は翌日、 B 社長あて送信したこと、が認められる。

これらのことからすると、 E 組合員は、 M の売上金の入金、日報

の会社への送信及び売上高等の電子メールによる B 社長への報告を、
C マネージャーの指示を受けて実行していたということができる。

(c) これらのことに、前記ア判断のとおり、M に係る C マネージャーの言動を会社の言動とみるべきことを併せ考えると、E 組合員は、M の運営について、会社から、売上金の入金、日報の会社への送信、売上高等の電子メールによる B 社長への報告、閉店手続及び店の商品の自由な処分を禁止するなどの具体的な指示を受けていたということができる。

h 以上のことからすると、① M の業務開始に先立って、会社と E 組合員との間では、M の運営が会社の監督下で行われることが了解されていたこと、② M の出入金管理が実質的に会社の監督下にあったこと、③会社が E 組合員の労働条件の決定に関与し得る立場にあったこと、④会社が、E 組合員ら 3 名に支払う給料として、60 万円を D 口座から E 口座に振り込んだこと、⑤ M の業務開始から開店を経て閉店に至るまでの間、E 組合員と会社が、M の業務の進め方についての打合せを、会社本社において、2 週間に 1 回以上の頻度で行っていたこと、⑥ E 組合員が、M の売上金の入金、日報の会社への送信及び売上高等の電子メールによる B 社長への報告を、会社の指示を受けて実行していたこと、が認められるから、E 組合員が会社に対して労働を提供し、会社が E 組合員に対してその労働の対価として賃金を支払っており、会社と E 組合員との間で成立していた合意により、実質的に、会社と E 組合員の間には雇用契約が成立していたことが、強く推認される。

ウ G 組合員及び H 組合員と会社との関係について

会社は、G 組合員及び H 組合員については、E 組合員が独自の判断で採用したものであり、会社と G 組合員及び H 組合員との間に雇用関係はない旨主張しているところ、C マネージャーが会社から独立した当事者であるということができないことは前記ア判断のとおりであるので、以下、G 組合員及び H 組合員と会社との関係について検討する。

(ア) まず、前記(1)エ(イ)、オ(オ)、(タ)認定のとおり、① G 組合員及び H 組合員は、平成21年3月1日から M で業務を開始し、開店まで、メニューの試作及び決定並びに什器機材及びガス管等の設備の居酒屋への仕様変更等の業務を行ったこと、② G 組合員及び H 組合員のタイムカードには平成21年3月25日から同年5月11日までの打刻があったこと、③同月16日、M が閉店し、M 店舗において、E 組合員と C マネージャーの5.16話合いの場に G 組合員及び H 組合員が居合わせたこと、が認められ、M の業務開

始から閉店まで、 G 組合員及び H 組合員が M に勤務していたことは明らかである。

(イ) 次に、前記(1)ウ(エ)、(オ)、(カ)、(コ)認定のとおり、①平成21年2月、求人誌に掲載された M の店内スタッフ募集記事に対する応募者がなかったこと、②その後、 C マネージャーが、知り合いで誰かいないか尋ねたのに対し、 E 組合員が、自分の知り合いは飲食業界で何年も経験があり、アルバイトでは採用できないため、金額がかなりかかる旨述べたのに対し、 C マネージャーは、「大丈夫です」と述べ、 E 組合員が C マネージャーに対し、Mの従業員を、知人を通じて探す旨述べたこと、③平成21年2月、 G 組合員は、知人から E 組合員を紹介され、21.2 G ・ E 面談を行ったこと、④平成21年2月、 H 組合員は、徳島の勤務先の上司から、 M を紹介され、その賃金が25万円である旨伝えられたこと、⑤ G 組合員及び H 組合員の賃金額は、 C マネージャーと E 組合員が話し合って決定したこと、が認められる。

これらのことからすると、 G 組合員及び H 組合員の採用は、直接には、 E 組合員が知人を通じて行ったということが出来るものの、 E 組合員は、この採用に先立ち、採用する従業員の身分及び賃金額について C マネージャーの了承を得ていたとみる事ができる。

(ウ) これらのことに、前記イ(ウ) g、h 判断のとおり、 E 組合員が会社からの具体的な指示を受けて業務を行っていたこと及び E 組合員と会社との間に雇用関係が成立していたことが強く推認されることを併せ考えると、 E 組合員は、 G 組合員及び H 組合員の採用についても C マネージャーの指示を受けて行ったものと認められるのであるから、 G 組合員及び H 組合員と会社との間には、実質的に、雇用契約が成立していたことが、強く推認される。

エ 以上のとおり、 E 組合員ら3名と会社との間に雇用契約が成立することが強く推認されるのであり、少なくとも、組合申入れの団交議題である「未払賃金、交通費及び解雇予告手当の支払等」について、会社は E 組合員ら3名の労働条件を現実的かつ具体的に決定することができる地位にあるとみるのが相当であるから、この限りにおいて、会社は、 E 組合員ら3名の労働組合法上の使用者であると解するのが相当である。

(3) 争点2について

被申立人らが使用者である場合、平成21年5月22日付け及び同年6月4日付け団交申入れに対する被申立人らの対応は、不当労働行為に当たるかについて、以下判断する。

ア 前提事実及び前記(1)カ(ア)、(イ)、(エ)、(オ)認定のとおり、①組合は、会社に対し、E 組合員ら3名に対する未払賃金、交通費及び解雇予告手当の支払等を議題とする団交を申し入れる5.22団交申入書を送付したこと、②会社が組合に対し、会社及びB 社長とE 組合員ら3名との間に雇用契約は一切ない旨記載した5.26会社通知書を送付したこと、③組合が被申立人らに対し、E 組合員ら3名が会社に雇用されていたとして5.26 B 通知書に対する異議を記載し、E 組合員ら3名に対する未払賃金、交通費及び解雇予告手当の支払等を議題とする団交を申し入れる6.4団交申入書を送付したこと、④会社が組合に対し、M の経営者はD 許可営業者であり、会社及びB 社長はE 組合員ら3名との間に何ら雇用関係はなく、団交の相手方ではない旨及び組合からの団交申入れには応じられない旨記載した6.6会社通知書を送付したこと、⑤平成21年6月11日、組合が当委員会に対し本件申立てを行ったこと、が認められ、E 組合員ら3名に対する未払賃金、交通費及び解雇予告手当の支払等を議題とする組合からの同年5月22日及び同年6月4日付け団交申入れに対し、会社は、E 組合員ら3名との雇用関係がないことを理由に団交に応じていない。

イ しかし、会社がE 組合員ら3名の労働組合法上の使用者であることは前記(2)判断のとおりであるから、会社に、E 組合員ら3名に対する未払賃金、交通費及び解雇予告手当の支払等を議題とする組合との団交に応じる義務があることは明らかであり、同時に、会社には団交に応じない正当な理由はなく、よって、会社が組合からの平成21年5月22日及び同年6月4日付け団交申入れに応じなかったことは、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

2 救済方法

組合は、謝罪文の掲示をも求めるが、主文2の救済をもって足りると考える。

以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条の12及び労働委員会規則第43条により、主文のとおり命令する。

平成23年1月25日

大阪府労働委員会

会長 前 川 宗 夫 印